

杵藤地区広域市町村圏組合  
第7期介護保険事業計画

# 資料編





# 1 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険運営協議会委員名簿

平成29年4月1日現在

区分	氏名	市町名	所属機関等	備考
介護に関し学識又は経験を有する者	吉岡 克己	武雄市	杵藤保健福祉事務所長	会 長
	稗田 照雄	鹿島市	鹿島・藤津地区歯科医師会 (稗田歯科医院)	
	木田 晴海	武雄市	武雄杵島地区医師会 (コスモス)	副会長
	古川 博輝	鹿島市	鹿島藤津地区薬剤師会 (アステム)	
	馬渡 芳憲	武雄市	介護老人福祉施設代表 (そよかせの杜)	
	千々岩親幸	鹿島市	介護老人保健施設 (ケアコートゆうあい)	
	田口 好秋	嬉野市	杵藤地区広域市町村圏組合議会	
	相浦 勝美	白石町	白石町社会福祉協議会	
	鶴田 義廣	太良町	光風荘 居宅介護支援事業所	
	高尾 俊夫	大町町	大町町民生児童委員会	
被保険者を代表する者	野副 道夫	嬉野市	嬉野市老人クラブ連合会	
	川崎 昭子	白石町	前事業計画策定委員	
	白川 秀樹	鹿島市	前事業計画策定委員	
	池田 直彦	太良町	太良町老人クラブ連合会	
	江頭 義太	江北町	江北町老人クラブ連合会	

## 2 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例(平成11年条例第5号)

### 【抜粋】

#### 第4章 介護保険運営協議会

##### (設置)

第13条 介護保険の円滑な運営を図るため、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第14条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 介護保険に関する施策の実施状況その他介護保険に関する重要事項
- (3) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。

##### (組織)

第15条 協議会は、委員15人をもって組織する。

##### (委員)

第16条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 介護に関し学識又は経験を有する者
- (2) 被保険者を代表する者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会長及び副会長)

第17条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長1人を置き、会長が委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

##### (委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。



### 3

## 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険運営協議会規則 (平成12年規則第3号)

#### (趣旨)

第1条 この規則は、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例（平成11年条例第5号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、杵藤地区介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (委員の再任)

第2条 条例第16条に定める委員は、再任することができる。

#### (会長及び副会長の任期等)

第3条 会長及び副会長の任期は、3年とする。ただし、任期途中で交替したときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長及び副会長は、再任することができる。

#### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を要請し、報告又は意見を求めることができる。

#### (意見の提出)

第5条 協議会は、条例第14条に規定する事項に関し必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、管理者に意見を提出することができる。

2 前項の意見は、文書によって行わなければならない。

3 管理者は、第1項の意見が出されたときは、その意見を尊重しなければならない。

#### (専門委員会)

第6条 協議会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、協議会委員の中から、会長が指名する。

3 専門委員会で協議された事項は、その経過を協議会に報告しなければならない。

#### (議事録)

第7条 会長は、協議会開催のつど会議録を作成し、会長の指名した者とともに署名しなければならない。

2 前項に定める会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催した年月日、場所及び協議した議題
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号のほか重要な事項

3 前条に定める専門委員会の会議録は、前2項に準じて作成するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、介護保険事務所において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。